

1学級35人編成

十日町市立中学校の再編素案（イメージ）

この再編素案（イメージ）は、地域における協議を行うブロックを設定するためのたたき台とするものであり、十日町市立中学校のあり方検討委員会の提言にある「中学校の適正な配置」をもとにそのイメージとして作成しています。よって、図中の学校区割りの線引きは、あくまで一例です。

＜中学校あり方検討委員会提言「中学校の適正な配置」＞

1. 長期的視点：30年後は全市で1校とすることが、子どもたちの学びにとってふさわしい
(上越魚沼地域振興快速道路など交通網の進展を考慮した上で将来を見据えた適地に新設)
2. 中期的視点：10年後は全市で2校または3校とすることで、各学年3学級の適正規模が保たれ、子どもたちの学びを保障できる
(信濃川の東側と西側、あるいは市域の南側と北側に既存校舎の活用や新校舎建設により新設)

＜再編素案（イメージ）＞

1. 全市で1校案（長期的視点） 1 p

関係自治組織：全13自治組織

2. 全市で2校案《南側・北側》（中期的視点） 2 p

●南ブロック：南中学校・吉田中学校・水沢中学校・中里中学校・松代中学校・松之山中学校

関係自治組織：南・西部・高山・吉田・水沢・中里・松代・松之山（8自治組織）

●北ブロック：十日町中学校・中条中学校・下条中学校・川西中学校

関係自治組織：中央・大井田・中条・下条・川西（5自治組織）

3. 全市で2校案《東側・西側》（中期的視点） 3 p

●東ブロック：十日町中学校・中条中学校・南中学校・下条中学校・水沢中学校・中里中学校

関係自治組織：中央・大井田・中条・南・西部・高山・下条・水沢・中里（9自治組織）

●西ブロック：吉田中学校・川西中学校・松代中学校・松之山中学校

関係自治組織：吉田・川西・松代・松之山（4自治組織）

4. 全市で3校案《南側・北側・西側》（中期的視点） 4 p

●南ブロック：南中学校・水沢中学校・中里中学校

関係自治組織：南・西部・高山・水沢・中里（5自治組織）

●北ブロック：十日町中学校・中条中学校・下条中学校

関係自治組織：中央・大井田・中条・下条（4自治組織）

●西ブロック：吉田中学校・川西中学校・松代中学校・松之山中学校

関係自治組織：吉田・川西・松代・松之山（4自治組織）

＜表中の特記事項＞

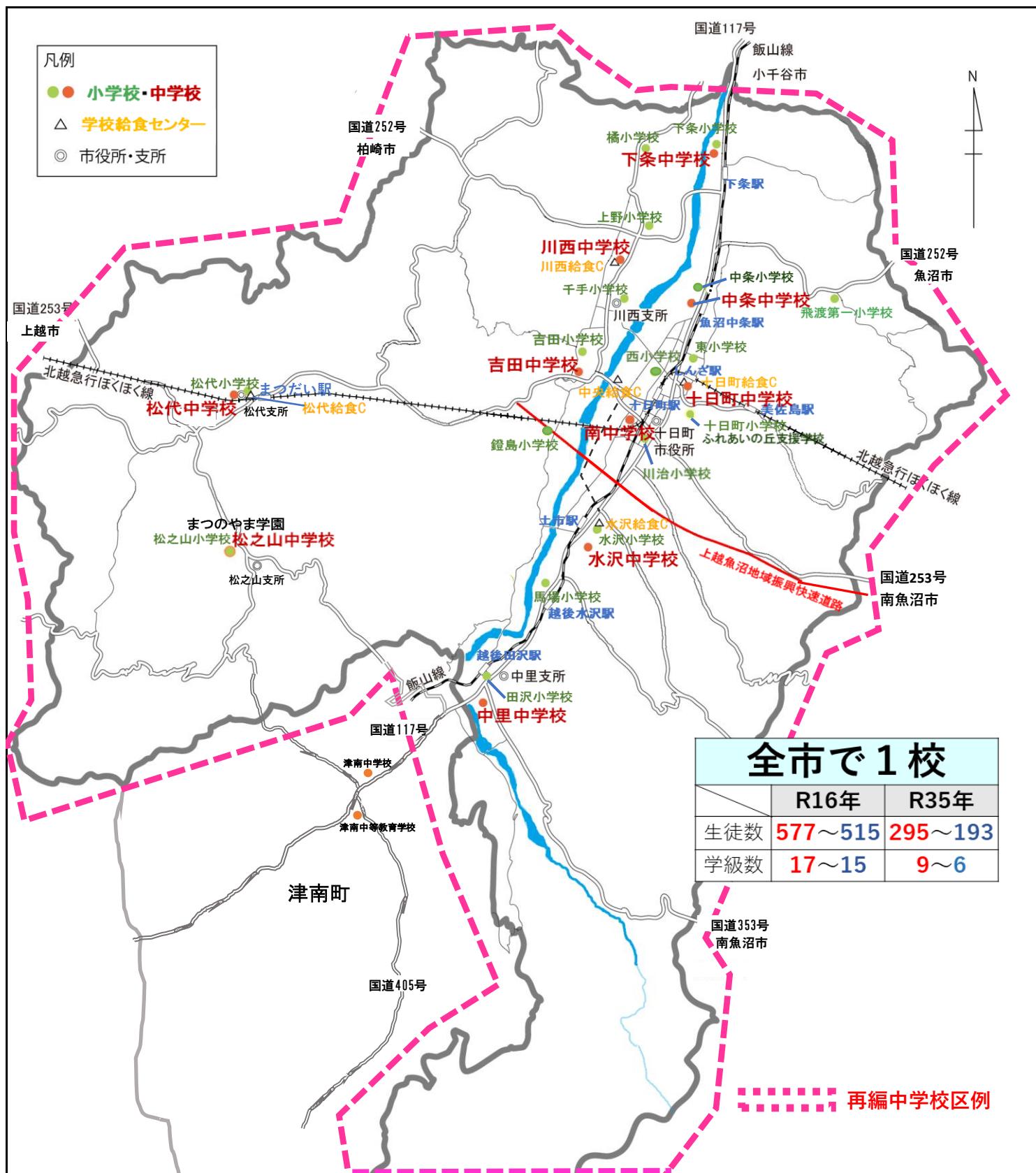
- ・直近の出生数と市外中学校への就学者数を加味したものを付記（青数字）
- ・学級数には特別支援学級は含まない。（特別支援学級は、担任・教室とも別途配置される）

十日町市中学校のあり方検討委員会の提言をもとにした再編素案（イメージ）

＜中学校あり方検討委員会提言「中学校の適正な配置」＞

- 長期的視点: 30年後は全市で1校とすることが、子どもたちの学びにとってふさわしい
(上越魚沼地域振興快速道路など交通網の進展を考慮した上で将来を見据えた適地に新設)
- 中期的視点: 10年後は全市で2校または3校とすることで、各学年3学級の適正規模が保たれ、子どもたちの学びを保障できる
(信濃川の東側と西側、あるいは市域の南側と北側に既存校舎の活用や新校舎建設により新設)

1. 全市で1校（長期的視点）

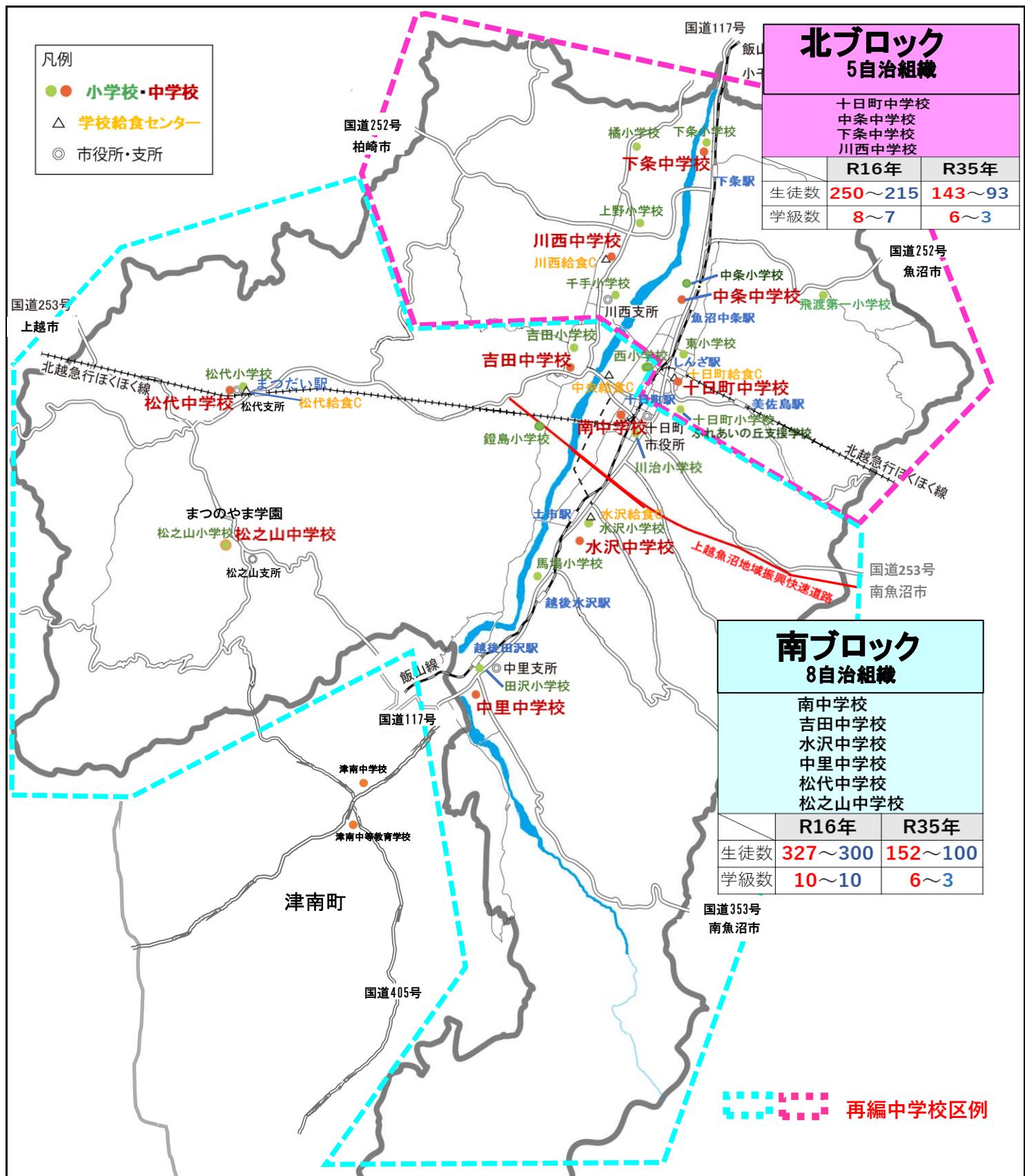


十日町市中学校のあり方検討委員会の提言をもとにした再編素案（イメージ）

＜中学校あり方検討委員会提言「中学校の適正な配置」＞

- 長期的視点：30年後は全市で1校とすることが、子どもたちの学びにとってふさわしい
(上越魚沼地域振興快速道路など交通網の進展を考慮した上で将来を見据えた適地に新設)
- 中期的視点：10年後は全市で2校または3校とすることで、各学年3学級の適正規模が保たれ、子どもたちの学びを保障できる
(信濃川の東側と西側、あるいは市域の南側と北側に既存校舎の活用や新校舎建設により新設)

2. 全市で2校《南側・北側》（中期的視点）

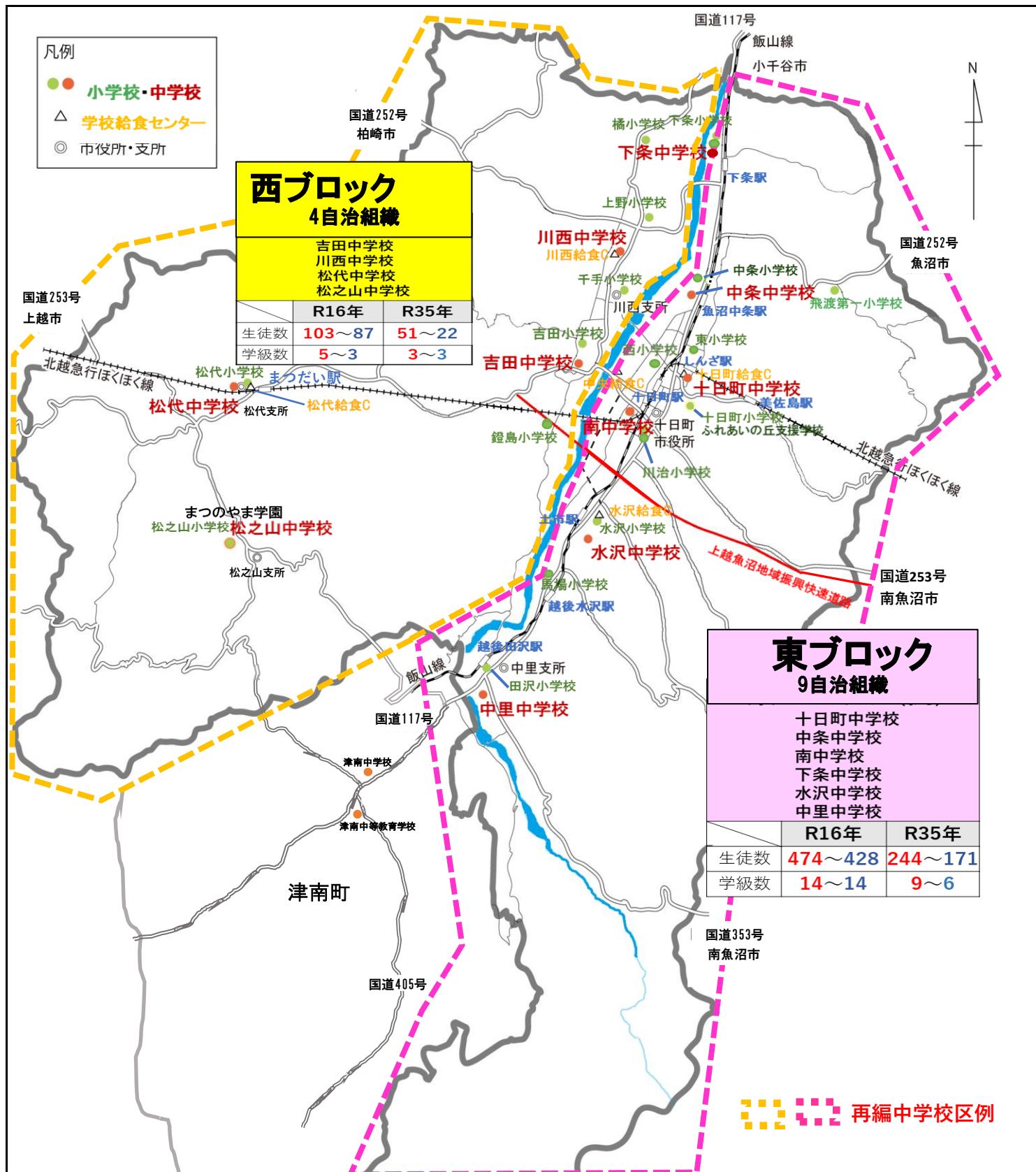


十日町市中学校のあり方検討委員会の提言をもとにした再編素案（イメージ）

＜中学校あり方検討委員会提言「中学校の適正な配置」＞

1. 長期的視点:30年後は全市で1校することが、子どもたちの学びにとってふさわしい
(上越魚沼地域振興快速道路など交通網の進展を考慮した上で将来を見据えた適地に新設)
 2. 中期的視点:10年後は全市で2校または3校とすることで、各学年3学級の適正規模が保たれ、子どもたちの学びを保障できる
(信濃川の東側と西側、あるいは市域の南側と北側に既存校舎の活用や新校舎建設により新設)

3. 全市で2校 《東側・西側》 (中期的視点)

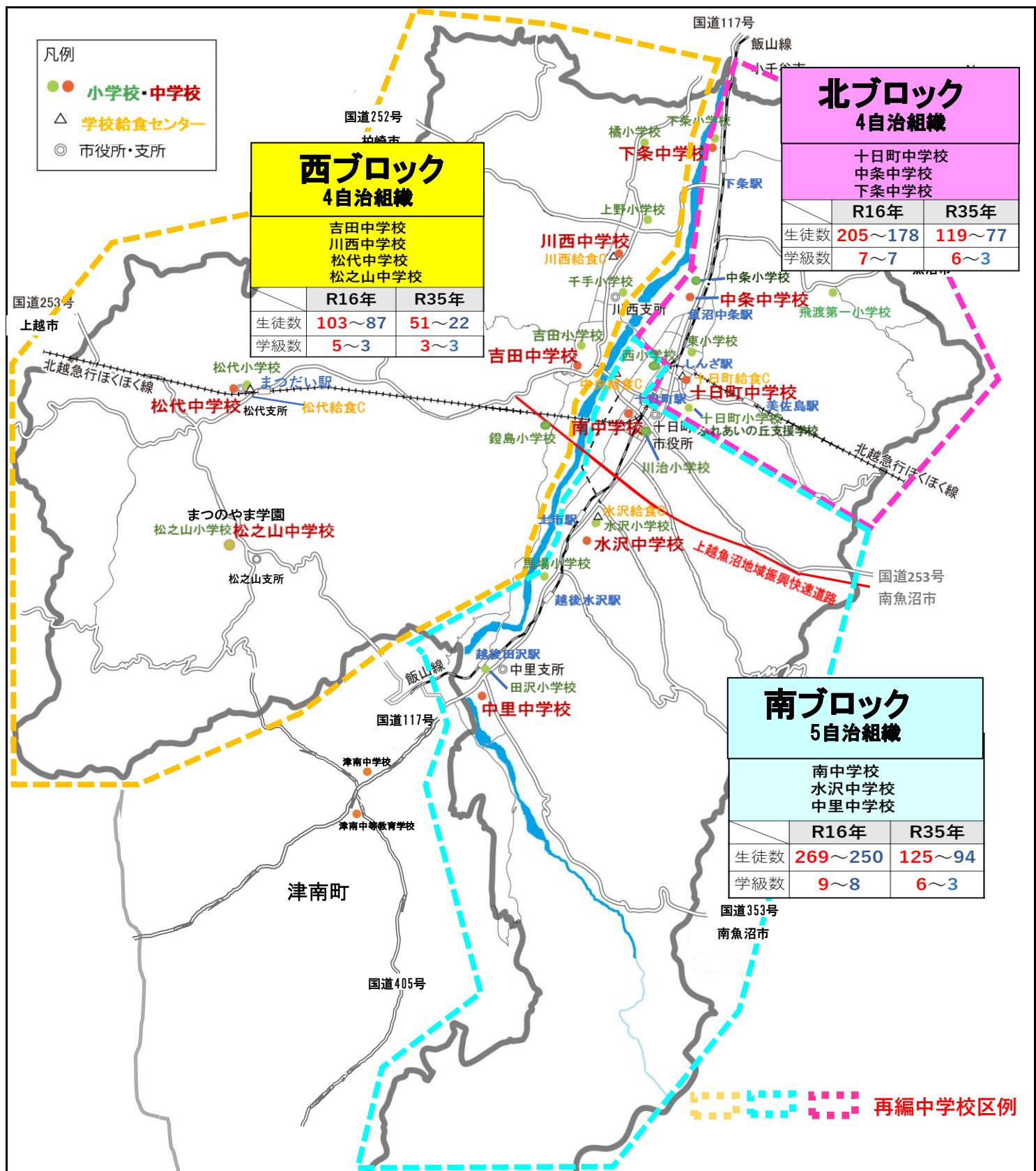


十日町市中学校のあり方検討委員会の提言をもとにした再編素案（イメージ）

＜中学校あり方検討委員会提言「中学校の適正な配置」＞

1. 長期的視点:30年後は全市で1校とすることが、子どもたちの学びにとってふさわしい
(上越魚沼地域振興快速道路など交通網の進展を考慮した上で将来を見据えた適地に新設)
 2. 中期的視点:10年後は全市で2校または3校とすることで、各学年3学級の適正規模が保たれ、子どもたちの学びを保障できる
(信濃川の東側と西側、あるいは市域の南側と北側に既存校舎の活用や新校舎建設により新設)

4. 全市で3校(中期的視点)



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

〈抜粋〉

第一部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明が予測困難な時代

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

令和3年1月26日 会
中 央 教 育 審 番 議 会
出典：

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識する
とともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な
人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな
人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる
ようになります

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成 果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながることができる居場所・セーフティネット）

課 題

- 子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもつた教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面
- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
 - 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
 - 生徒の学習意欲の低下
 - 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
 - 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
 - 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起り得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
(自立・協働・創造) の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を蹄踏なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- ◆GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- ◆その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら強く学習に取り組む態度等を育成するため、支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく
- ◆指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利用することや、教師の負担を軽減することが重要

②協働的な学び

「個別最適な学び」を実現に向けた授業改善につなげる

- ◆「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わり、よりよい学びを生み出す

- 知・徳・体を一體的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての児童が健やかに育つことができる

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供がない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

- 小中高における1人1台端末環境の実現、デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化、教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方針

- ◆ 全ての子供たちの知・徳・体を一體的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけではなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業が個別学習か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥れに陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合せて生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びでの実現のための改革の方向性

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- ・子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高めることで、学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ・ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に応じて個別最適な学びを確保

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- ・校長を中心とした学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- ・外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会への拡大、教師同士の役割の適切な分担
- ・学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- ・カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ・ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学び支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- ・GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- ・教師による対面指導や子供同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- ・修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個人に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方がある面は少ない
- ・履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行ふ性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し、一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性をも、教育課程の履修を判断する基準としては年齢主義を基本としつつも、義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」の関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる
- ・これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつゝカリキュラム・マネジメントを充実これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつゝカリキュラム・マネジメントを充実

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- ・今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- ・「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- ・臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- ・感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- ・首長部局や保護者、地域と連携・協働し、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- ・少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- ・魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人才が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に関する基本的な考え方

- ◆「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、**様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要**
- ◆ICTを活用すること 자체が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行うこと**が重要であるとともに、**健康面を含め、ICTが児童・生徒に与える影響にも留意すること**が必要
- ◆ICTの全面的な活用により、**学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、Society5.0時代にふさわしい学校の実現が必要**

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかつた資質・能力の育成や、これまでできなかつた学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前のこと」とし、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提とした学びの在り方について
- クラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

各論（目次）

1. 幼児教育の質の向上について
2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について
4. 新時代の特別支援教育の在り方について
5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について
6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について
7. 新時代の学びを支える環境整備について
8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について
9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

1. 幼児教育の質の向上について

(1) 基本的な考え方

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが目的
- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要
- 教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要

(2) 幼児教育の内容・方法の改善・充実

- ① 幼稚園教育要領等の理解推進・改善
- ・ 新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握、調査研究や好事例等の情報提供による教育内容や指導方法の改善・充実
- ② 小学校教育との円滑な接続の推進
- ・ 「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」を手掛かりに幼小の教職員の連携・促進
 - ・ スタートカリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化
- ③ 教育環境の整備
- ・ 幼児の直接的・具体的な体験を更に豊かにするための工夫をしながらICTを活用、幼児教育施設の業務のICT化の推進
 - ・ 耐震化、衛生環境の改善等の安全対策の実施
- ④ 特別な配慮を必要とする幼児への支援
- ・ 幼児教育施設での特別支援教育の充実、関係機関・部局と連携した切れ目のない支援体制整備
 - ・ 教職員の資質向上に向けた研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理
 - ・ 幼児教育施設を活用した外国人幼児やその保護者に対する日本語指導、多言語での就園・就学案内等の取組の充実

(4) 幼児教育の質の評価の促進

- 学校関係者評価等の実施により持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築
- 公開保育の仕組みの学校関係者評価への活用は有効
- 幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及

(5) 家庭・地域における幼児教育の支援

- ① 保護者等に対する学習機会・情報の提供
- ・ 保護者等に対する相談体制の整備など、地域における家庭教育支援の充実
- ② 関係機関相互の連携強化
- ・ 幼児教育施設と教育委員会、福祉担当部局・首長部局、児童相談所等の関係機関の連携促進
- ③ 幼児教育施設における子育ての支援の促進
- ・ 親子登園、相談事業や一時預かり事業等の充実、預かり保育の質向上・支援の充実

(6) 幼児教育を推進するための体制の構築等

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 幼児教育推進体制の充実・活用のための必要な支援の実施、幼児教育アドバイザー活用の推進方策の検討、好事例の収集
- 科学的・実証的な検証を通じたエビデンスに基づいた政策形成の促進

(7) 新型コロナウィルス感染症への対応

- ① 幼児教育をはじめとした人材の確保
- ・ 処遇改善等の実施や、大学等と連携した新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の総合的な人材確保策の推進
- ② 研修の充実等による質の向上
- ・ 各種研修の機能・位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
 - ・ 各職階・役割に応じた研修体系の構築、キャリアステージごとの研修機会の確保
- ③ 教職員の専門性の向上
- ・ 上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進、特別な配慮を必要とする幼児への支援
- 保健・福祉等の専門職や関係機関等とスマーズに連携できる幼児教育推進体制の整備、研修等の充実等による資質等の向上
- トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進、園務改善のためのICT化支援等教職員の勤務環境の整備

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

（1）基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育つても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようになることが国の責務
- 義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方にについて一體的に検討を進めることの必要
- 児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中においても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底

（2）教育課程の在り方

- ① **学力の確実な定着等の資質・能力の育成に向けた方策**
- 新学習指導要領で整理された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成することが必要であり、ICT環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協動的な学び」を充実していくことが重要
 - 児童生徒の発達の段階を考慮し、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実を図る
 - 小学校高学年への教科担任制の導入、学校段階間の連携強化、外部人材の配置や研修の導入等が必要
 - 発達の段階に合わせず、児童生徒の実態を適切に捉え、その可能性を伸ばしていくことができるよう環境を整えていくことも重要
 - 各学年段階を通じた学びに向かう力の育成、キャリア教育の充実
- ② **補充的・発展的な学習指導について**
- ア **補充的・発展的な学習指導**
- 指導方法等を工夫した補充的な学習や学習内容の理解を深め広げる発展的な学習を取り入れる
 - 必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していよい内容を加えて指導

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導

- 知的好奇心を高める発展的な学習の充実や、学校外の学びへ児童生徒をつなげることなど、国内の学校での指導・支援の在り方等について、遠隔・オンライン教育も活用した実証的な研究開発を行い、更なる検討・分析を実施
- カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進**
- 各学校や地域の実態を踏まえ、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施
- 各学校が持つている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確化するなどに、総枠としての授業時数は引き続き確保した上で、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能な制度を設ける

（3）義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

- ① **小学校高学年からの教科担任制の導入（令和4（2022）年度を目標）**
- 義務教育9年間を見通した指導体制の構築、教科指導の専門性を持つた教師によるきめ細かな指導の充実
 - 教師の負担軽減等新たに専科指導の対象とするべき教科（例えば外国語・理科・算数）や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討
 - 小中学校の連携促進・専門性担保の方策や人材確保の方策と併せ、必要な教員定数の確保に向けた検討
- ② **義務教育9年間を見通した教師の養成等の在り方**
- 小学校と中学校の免許の教職課程に共通開設できる授業科目の範囲を拡大する特例を設け、両方の免許取得を促進
 - 中学校免許を有する者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度を弾力化

（4）義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

- ① **不登校児童生徒への対応**
- SC・SSWの配置時間等の充実による相談体制の整備、教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進
 - 教育委員会・学校・フリースクール等の民間団体が運営した取組の充実化、自宅等でのICT活用等多様な教育機会の確保など、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援
 - 児童生徒の支援ニーズの早期把握、校内別室における相談・指導体制の充実等の調査研究
- ② **義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応**
- 全ての都道府県・指定都市における夜間中学の設置促進
 - 専門人材の配置促進による夜間中学の教育活動の充実や受入れ生徒の拡大
- ③ **生涯を通じて心身ともに健健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策**
- （5）**生涯を通じて心身ともに健健康な生活を送るための資質・能力を育成するための方策**
- 生涯を通じて心身共に健健康な生活を送るための資質・能力（健常リテラシー等）を育成
 - 養護教諭の適正配置、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家の連携、学校保健情報の電子化
 - 教育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実、栄養教諭の配置促進
- ④ **いじめの重大事態、虐待事案等に対応するための方策**
- 成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、児童虐待防止に向けた関係機関との連携強化
 - 学校だけでは対応が難しい、生徒指導上の課題との関連も指摘される背景や要因といった困難を抱える児童生徒への包括的な支援の在り方の検討、自殺予防の取組の推進等
 - SC・SSWの配置時間等の充実、SNS等を活用した相談体制の全国展開などの教育相談体制の整備
 - スクールロイヤー等を活用した教育委員会における法務相談体制の整備
 - 学校いじめ方針の実効化、いじめ等の状況に関するデータの活用の促進、虐待の早期発見・通告、保護・自立支援を円滑に行うための学校における対応

第三次十日町市総合計画

基本構想（案）

〈抜粋〉

令和8年度～令和17年度



令和8年3月

卷頭のあいさつ

目 次

第三次十日町市総合計画 基本構想

以降は校正
時にページ
付番

I 序論

第1章 総合計画の概要
1 計画策定の趣旨
2 計画の位置付け
3 計画の構成と期間
第2章 十日町市の概況
1 沿革
2 位置・地勢
第3章 十日町市を取り巻く社会潮流と課題
1 災害・気候変動への対応
2 カーボンニュートラルの実現
3 人口減少と少子高齢化の進行
4 多様な人材の確保・活用働き方・暮らし方の多様化
5 A I 社会への対応
6 働き方・暮らし方の多様化
7 インバウンド需要の高まり

II 基本構想

第1章 十日町市が目指すまちの姿
1 目指すまちの姿
2 将来の指標
3 土地利用構想
第2章 まちづくりの方針
1 基本方針 －4つの方針－
2 重点戦略 －5つの戦略－
3 地域別の振興方針 －13の地域自治組織－

第三次十日町市総合計画 前期基本計画

前期基本計画

第1章 計画の概要
1 計画の目的と役割
2 計画の構成と期間
3 基本方針の個別施策とまちづくり指標
4 重点戦略と具体施策
5 地域別の振興方策
6 総合計画後期基本計画とSDGsの関係
7 行政改革の取組
第2章 基本方針別（分野別）の個別施策
■ 基本方針1 人にやさしいまちづくり
政策1 安心して子どもを産み育てられるまち
政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち
政策3 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち
政策4 生涯元気で健やかに暮らせるまち
■ 基本方針2 活力ある元気なまちづくり
政策1 人びとが行き交い繋がり深まる魅力あふれるまち
政策2 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち
政策3 力強い産業と雇用を育むまち
政策4 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち
■ 基本方針3 安全・安心なまちづくり
政策1 災害に強く安心して暮らせるまち
政策2 環境にやさしく自然と調和するまち
政策3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち
政策4 雪とともに生きるまち
■ 基本方針4 協働と共創のまちづくり
政策1 尊重し合い協働するまち
政策2 持続可能な自治体経営で未来を創るまち

第3章	重点戦略の具体施策
戦略1	結婚・妊娠・出産の希望をかなえる、子育て支援の充実
戦略2	安心して暮らせるまちをつくる
戦略3	稼ぐ力のある産業を育てる
戦略4	地域の魅力をさらに磨き、若者や女性からも選ばれるまちを目指す
戦略5	新技術の活用による安心で快適な暮らしの実現
第4章	地域別の振興方策
1	十日町中央地域
2	高山地域
3	十日町西部地域
4	十日町南地域
5	中条飛渡地域
6	大井田地域
7	吉田地域
8	下条地域
9	水沢地域
10	川西地域
11	中里地域
12	松代地域
13	松之山地域

資料編

用語の解説
第三次十日町市総合計画の策定について（諮問）
第三次十日町市総合計画基本構想（案）について（答申）
第三次十日町市総合計画前期基本計画（案）について（答申）
第三次十日町市総合計画策定体制図
第三次十日町市総合計画審議会委員
第三次十日町市総合計画策定委員会・策定部会・事務局
第三次十日町市総合計画策定経過

I 序論

第1章 総合計画の概要

第2章 十日町市の概況

第3章 十日町市を取り巻く社会潮流と課題

第1章 総合計画の概要

1 計画策定の趣旨

十日町市は、平成17年4月1日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町が合併して誕生し20年が経過しました。

この間、わが国では、リーマンショックなどの経済危機や、平成20年をピークとした人口減少時代の到来、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症、国際情勢等の影響による原油価格や物価の高騰などにより、市民生活や地域経済に影響を受けるなど、十日町市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展、カーボンニュートラルの取組、気候変動に起因する自然災害の頻発化・激甚化、さらには働き方改革、ダイバーシティ(多様性)など、社会のあり方や人々の価値観、ライフスタイルなども大きく変化しつつあります。

本市では、合併後の平成19年度から「第一次十日町市総合計画」に基づきまちづくりを進め、また、平成28年度からは「第二次十日町市総合計画」に掲げる目指すまちの姿『選ばれて 住み継がれるまち とおかまち』の実現に向け、各種施策を開展してきました。

これまでの20年を振り返ると、合併したことによりそれぞれの地域の強みをさらに生かし、弱い部分は補い合い、自治体としての総合力が高まりました。

一方、集落単位に目を向けると、山間地を中心に、高齢化や担い手不足が顕著となり、今後、集落機能の維持が困難になりつつある集落が増加していくことが懸念されています。直面する人口減少を正面から受け止め、コンパクトシティの視点による生活基盤の構築など、人口規模の変化に対応できる地域づくりが重要となっています。

こうした中、第二次十日町市総合計画が令和7年度をもって終了することから、社会情勢の変化に的確に対応し、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、第三次十日町市総合計画を策定します。

2 計画の位置付け

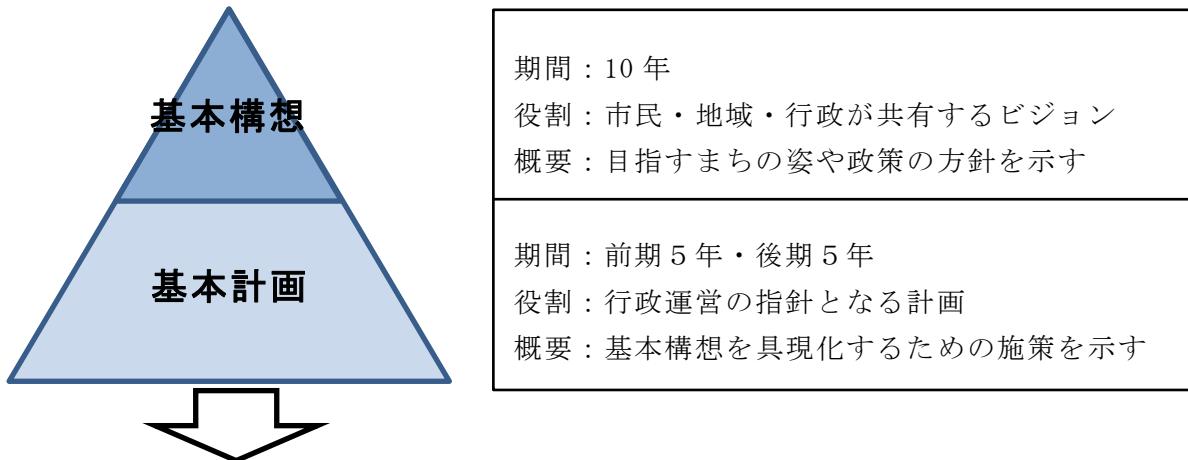
本計画は、目指すまちの姿と長期的な展望を市民と共有し、計画的にまちづくりを進めるため、「十日町市まちづくり基本条例」の第12条第1項を根拠として策定します。

本計画は、社会環境の変化や中・長期的な見通しのもと、市政運営の基本方針として、十日町市の各種個別計画の最上位に位置付けられます。

3 計画の構成と期間

第三次十日町市総合計画は、基本構想、基本計画により構成します。

総合計画



各種個別計画

まちづくり等の計画

- まち・ひと・しごと創生総合戦略
《まちづくり》
- 地球温暖化対策実行計画
- 都市計画マスタープラン ほか
《くらし》
- 地域福祉計画
- 健康とおかまち 21 ほか
- こども計画
- 教育大綱 ほか
《産業》
- 地域未来投資促進法に基づく基本計画
- 地域計画 ほか

行財政運営に関する計画

- 中期財政計画：(向う 5 か年度を期間とするローリング方式)
- 公共施設総合管理計画
- 職員適正配置計画 ほか

(1) 基本構想

基本構想は、まちづくりの長期的な指針として、目指すまちの姿や政策の方針を示すものです。計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 10 年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するため、まちづくりの中長期的な指針となるものです。施策別に現状と課題、目的や方針などを示すとともに、施策の達成度を測る指標を設定します。社会経済情勢などの変化に対応するため、基本構想の中間期に見直しを行い、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを「前期基本計画」、令和 13 年度（2031 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までを「後期基本計画」とします。

第2章 十日町市の概況

1 沿革

十日町市は、明治21年の市町村制施行による「明治の大合併」、昭和28年に制定された町村合併促進法を契機とした「昭和の大合併」など数回の合併を経て、旧十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町の5市町村が形成され、平成17年4月1日に、5市町村の新設合併により、新生「十日町市」が誕生し、令和7年4月に新市誕生20周年を迎えました。

合併後の十日町市では、広域合併による新市としての一体感の醸成を図りつつ、国宝・火焔型土器に象徴される縄文文化や大地の芸術祭を通じた地域づくり、また、度重なる災害の経験を踏まえて、持続可能で、かつ、多様な地域性を生かしたまちづくりを進めています。

2 位置・地勢

十日町市は新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・湯沢町、北は長岡市・小千谷市・魚沼市、西は柏崎市・上越市、南は津南町・長野県などと接しています。

総面積は590.39km²で、その約70%を山林・原野が占めています。中央部を信濃川、渋海川がほぼ平行に南北に貫流しており、信濃川へは清津川などが流入しています。信濃川流域では川の浸食により雄大な河岸段丘が形成され、また、渋海川流域では耕地が傾斜地に点在することから棚田が形成されています。南東部には、柱状節理の渓谷美を誇る清津峡をはじめとした美しい景勝地があり、上信越高原国立公園に指定されています。

また、国内有数の豪雪地帯であり、積雪量が2mを超える年が多く、年間降水量の約半分が12月から3月に集中しています。また、1年の3分の1が根雪期間となり、冬期間における市民の日常生活、経済活動に大きな影響を及ぼしています。



図1 十日町市の位置（令和8年3月末現在）

第3章 十日町市を取り巻く社会潮流と課題

1 災害・気候変動への対応

近年、世界中で地球温暖化による異常気象などの気候変動が深刻化している中、わが国でも猛暑や局所的に発生する豪雨や豪雪、地震など、自然災害が激甚化・頻発化しており、大きな災害に備えた地域防災に対する意識が高まっています。

当市は特別豪雪地帯に位置し、多くの中山間地域を抱え、地形、地質、気象等の条件から、洪水、土砂災害、豪雪などの自然災害が発生しやすい地勢となっています。また、市内的一部地域は、柏崎刈羽原子力発電所から概ね30km圏内のU P Z（緊急防護措置を準備する区域）に含まれており、原子力災害にも備える必要があります。

市民の生命・財産・暮らしを守るため、これまでの経験から得た教訓を地域防災計画や地域の防災力強化に生かしながら、AI等デジタル新技術の活用により、インフラ管理の高度化やライフラインの強靭化、予防保全型の老朽化対策等に取り組み、国土強靭化施策を推進する必要があります。

2 カーボンニュートラルの実現

世界のエネルギー起源温室効果ガス排出は、これまでの経済成長により増加傾向にあることから、世界全体での排出削減への取組が求められています。

国は、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、当市においても、「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

当市はこれまでに、太陽光発電などの再生可能エネルギー創出や森林整備による二酸化炭素吸収量のJクレジット化に加え、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進によるごみの減量化、資源の有効活用など様々な取組を進めることで、二酸化炭素の排出量削減や豊かな自然環境の保全につなげてきています。

これからも、市民一人ひとりが環境負荷に配慮した生活や行動を継続するとともに、未来を予測しながら再生可能エネルギーの出力変動に対応可能な大規模蓄電池や次世代型太陽電池などの革新的技術を積極的に活用するなど、持続可能な循環型社会の実現を目指していく必要があります。

3 人口減少と少子高齢化の進行

十日町市の人口は、昭和25年の約10万4千人をピークに減少が進み、令和2年では約4万9千人となっており、今後も減少傾向は続くものと推計されています。

令和7年3月に策定した第3期十日町市人口ビジョンでは、令和17年の人口を、国立社会保障・人口問題研究所の推計値36,402人に対し、若者・女性の移住促進や結婚・子育て支援の充実に取り組むことによる純移動数の増加を見込み、36,744人とし、令和32年には26,945人と見通しています。

少子高齢化により急速に国全体の人口が減少するなか、新型コロナウイルスの感染拡大により地方回帰の流れが生まれたものの、再び若年層を中心に東京圏への一極集中の傾向となっています。人口減少を抑えるためには、若者世代の転出抑制や地域おこし協力隊・外国人材などのI・Jターンの促進、あわせて若年女性や子育て世帯の増加につながる施策が求められます。

また、人口減少の進行により、コミュニティの希薄化、産業活力の低下などの課題が生じています。将来にわたって魅力と活力ある地域を維持するため、充実した生活基盤によるコンパクトシティ化、中長期的な視点での学区の再編など、あらゆる分野において人口減少を前提とした（見据えた・に対応する）まちづくりが必要です。

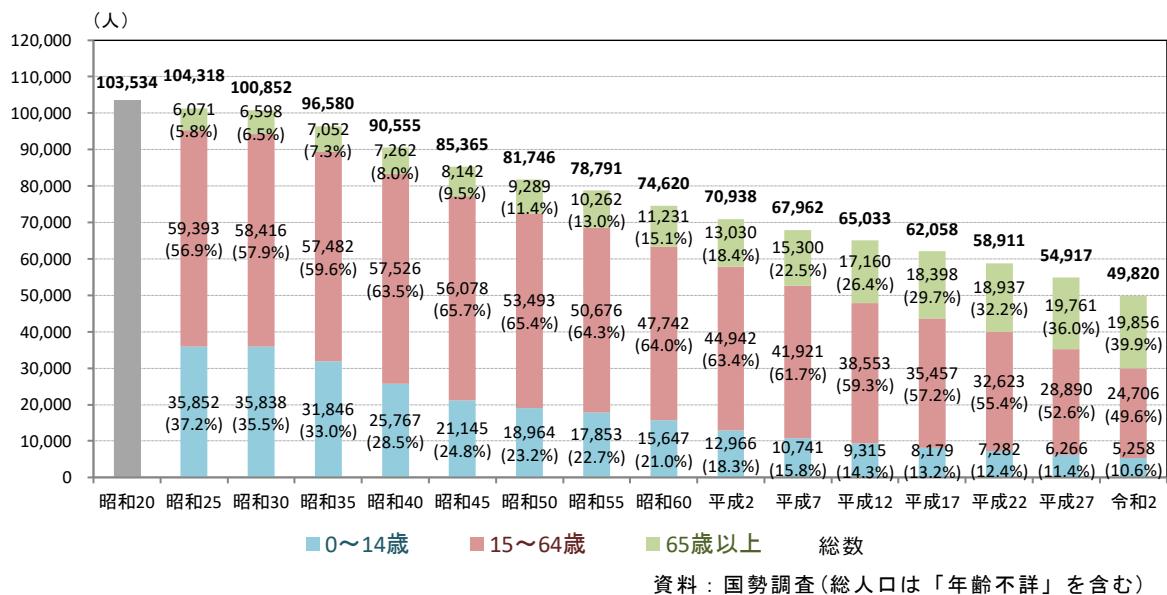


図 2 十日町市年齢3区分別人口推移

4 多様な人材の確保・活用

人口減少が社会の様々な分野で影響を及ぼしています。特に労働人口の減少による課題は、地域経済の活力低下や医療・介護サービスの提供体制の維持など、多方面で顕在化しています。加えて、働き手の多様化や価値観の変化により、これまでの労働環境の見直しや多様な人材の活用が社会全体で求められており、外国人労働者の受け入れや女性・高齢者の労働参加の促進も重要となっています。

当市においても、人口減少と少子高齢化が急速に進行し、労働力不足が地域社会全体の大きな課題となっており、様々な分野で人材を確保していく必要があります。

このような中、地域づくりの分野においては地域内外の多様な人材の力を生かす取組が進められています。これまで先駆的に進めてきた地域おこし協力隊の活用によって、地域に新たな活力が生まれているほか、特定地域づくり事業協同組合の設

立により、地域産業の担い手の確保だけでなく、地域内外の若者の呼び込みにも繋がっています。引き続き、魅力と活力ある地域を維持していくため、男女共同参画社会の実現をはじめ、多様な人材を受け入れ、定着・活躍の好循環を生み出していく必要があります。

5 A I 社会への対応

A I（人工知能）をはじめとする新たなテクノロジーは、驚異的な速度で進化を遂げ、私たちの生活や働き方、価値観にまで影響を与えるなど、社会や暮らしに大きな変化をもたらしています。また、A Iが自己学習能力を持ち、様々な状況に対応できるようになる「汎用型人工知能（AGI：Artificial General Intelligence）」や、A Iが人類を超える能力を持つようになる「技術的特異点（singularity）」の到達が予測されるなど、社会構造がこれまでにないスピードで変容する可能性があります。

このように、A Iをはじめとする技術革新が社会の隅々にまで浸透し、A Iと共に生きることが当たり前となる社会が到来する中で、暮らしの質の向上と持続可能な地域社会の実現に向けて主体的に取り組んでいくことが重要です。

A Iを活用した多様なデジタルサービスは、我々の生活に深く浸透しつつあり、メタバース（インターネット上の仮想空間）、ロボティクス（ロボット工学）、自動運転技術等も様々な社会的・経済的課題解決に貢献することが期待されています。

当市においても、こうしたテクノロジーを地域の医療・福祉、交通、教育、農業、観光など幅広い分野で柔軟かつ適切に活用し、地域課題の解決や新たな価値の創出に結びつけるとともに、暮らしやすさを実感できる持続可能な地域社会の実現に向けて、取組を一層推進していく必要があります。

6 働き方・暮らし方の多様化

国内においてはコロナ禍を契機に、企業のテレワーク導入が拡大し、住む場所に縛られない新たな暮らし方・働き方が浸透してきました。こうした動きから、国では、東京一極集中の是正を目的として、令和6年11月に「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」を施行し、二地域居住等の促進による地方への人の流れの創出が進められています。

また、まち・ひと・しごと創生法が制定されてから10年が経過し、国の活力を取り戻す経済政策と、多様な幸せを実現するための社会政策、そして地域が持つ本来の価値や楽しさを再発見する営みとして、今後10年間の「地方創生2.0」の方向性が提示され、『若者や女性に選ばれる地方をつくる』や、都市と地方の関わりの『関係人口』の拡大などが推し進められています。

こうした社会の変化は、豊かな自然や、食、文化などの地域資源を有する当市にとって大きな追い風となっています。

柔軟な働き方や多様な暮らし方が実現できる住環境の整備や、地域コミュニティの形成などにより、二地域居住を推進するとともに、若者や女性からも選ばれる魅

力ある地域づくりを進め、関係人口の拡大や移住定住の促進を図る必要があります。

7 インバウンド需要の高まり

訪日外国人観光客はコロナ禍からの回復と円安傾向を背景に急増し、都市部だけでなく地方への関心も高まっています。文化や自然、地域ならではの体験を求めるニーズが多様化・高度化しており、インバウンド需要は重要な成長機会となっています。

当市には、豊かな自然や文化、食などの地域資源をはじめ、国際現代アート展である「大地の芸術祭」や、アートの力で生まれ変わった清津峡渓谷トンネルなど、国内外に誇れる魅力的な文化観光資源が数多くあります。さらには、国宝火焔型土器を生んだ縄文時代から続く雪国文化のストーリーが日本遺産に認定されるなど、誇れる歴史文化を有しています。

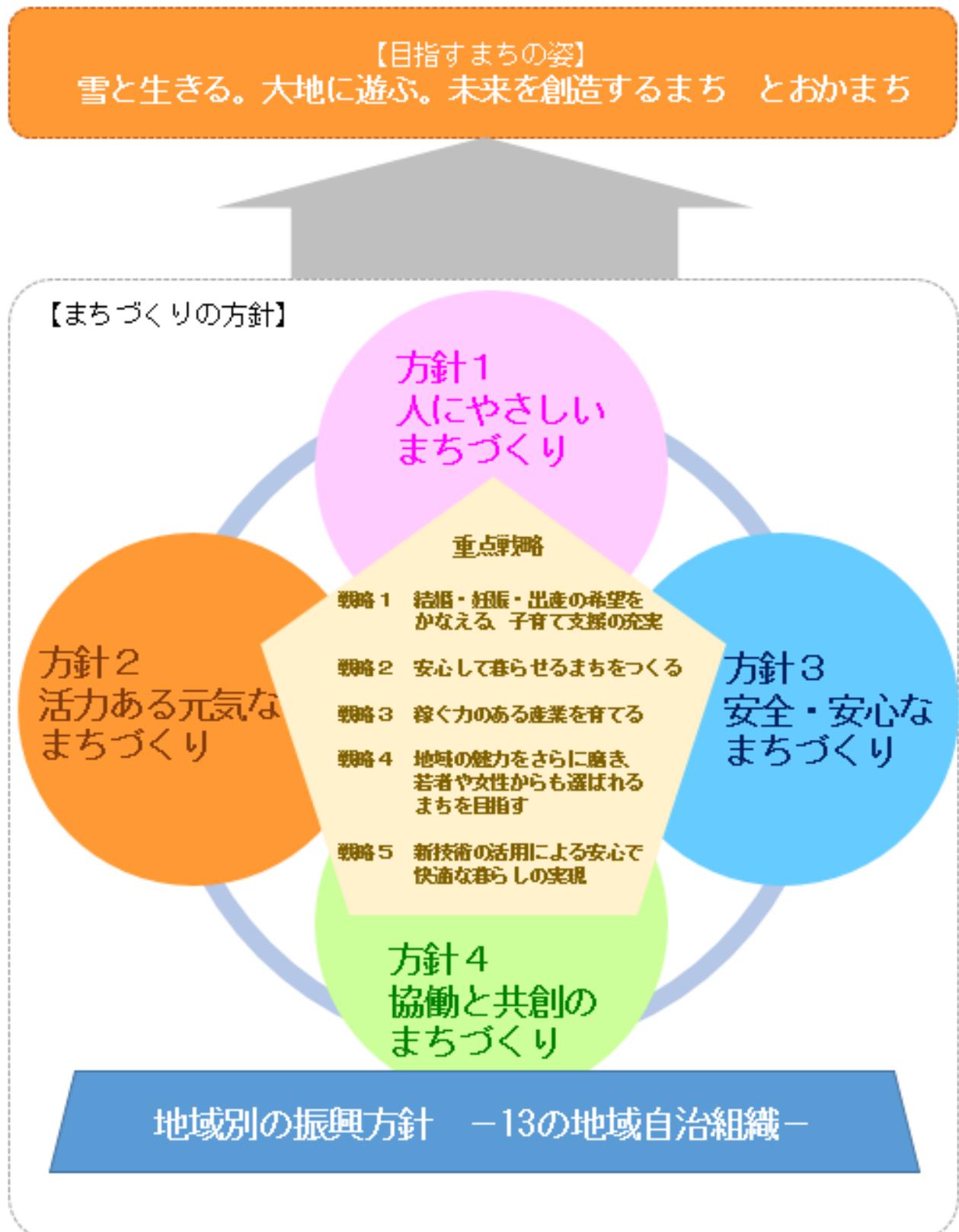
今後は、こうした当市の地域資源の磨き上げと、文化観光の拠点整備により、さらに魅力を高めるとともに、国内外に広く発信し、誘客に繋げる必要があります。あわせて、受入れ環境の整備と市内回遊の促進を図り、インバウンドの経済効果を地域全体に波及させていく必要があります。

II 基本構想

第1章 十日町市が目指すまちの姿

第2章 まちづくりの方針

基本構想（本論）の構成



第1章 十日町市が目指すまちの姿

1 目指すまちの姿

十日町市は、豊かな自然に恵まれ、なかでも「雪」は、私たちの暮らしや文化に深く根ざした地域の象徴です。十日町市まちづくり基本条例においても、「雪との共生」「雪を生かした観光振興」「雪国文化の継承」が明記されており、私たちのまちづくりの根幹となっています。

豪雪は市民にとって大きな負担となっている一方で、豊かな自然環境を育み、雪国ならではの文化、生活の知恵を育んできた、貴重な地域資源でもあります。「雪」を困難として捉えるのではなく、地域の魅力を引き出す可能性として再認識し、未来に向けて新たな価値を創造することが重要です。

また、十日町市は、日本有数の棚田が広がる里山や、信濃川の恵みを受けた肥沃な大地に支えられ、豊かな農と食、四季折々の自然にあふれています。都市にはないゆとりや心の豊かさを実感できる里山暮らし、自然の中にアートが溶け込んだ風景、それぞれが地域の魅力であり財産です。こうした価値をさらに磨き上げ、愛着と誇りを持ち、誰もが安心して住み続けるまちを未来に手渡していかなければなりません。

そのためには、まず私たち自身が、十日町市のもつ魅力や価値に改めて気づき、自信と誇りをもって暮らし続けることが重要です。

雪国ならではの文化や観光、暮らしを強みに変え、自然の大地での暮らしを「創造」する取り組みを重ね、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

目指すまちの姿

雪と生きる。大地に遊ぶ。 未来を創造するまち とおかまち

2 将来の指標

(1) 人口・世帯数

① 総人口

- ・十日町市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、人口減少がさらに進み、令和17年には36,402人になることが予想されています。
- ・本計画では、この推計をもとにしながらも、「若者・女性の移住促進」、「結婚・子育て支援」など、独自の政策に取り組み、人口の減少を抑制した将来値を設定します。
- ・目標年である令和17年の推計人口を36,744人とします。

図3 十日町市の人口推計

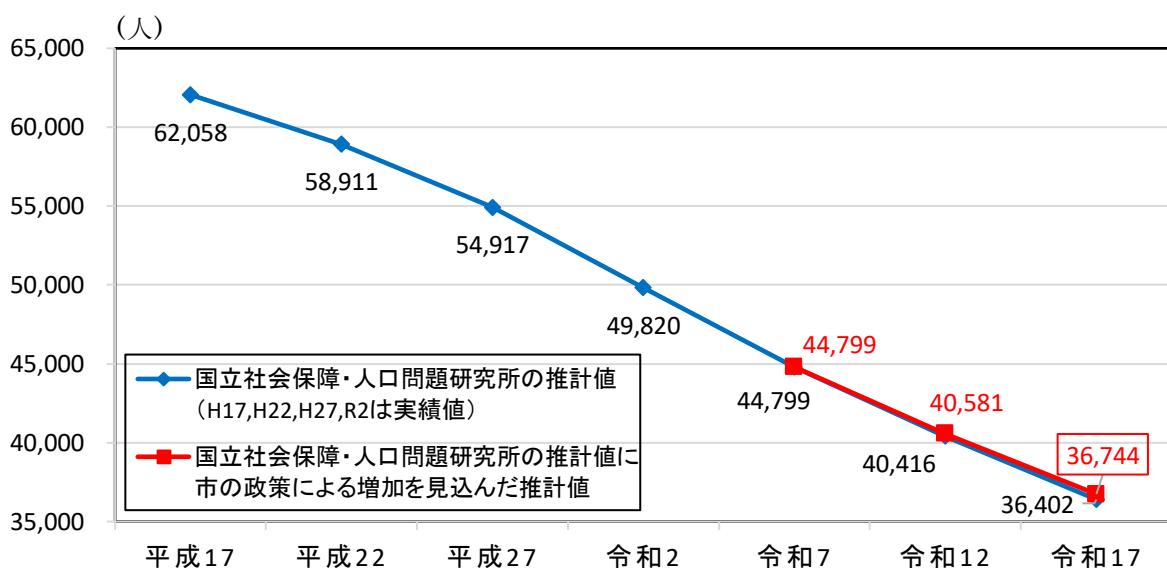


図4 十日町市年齢3区分別人口の将来推計

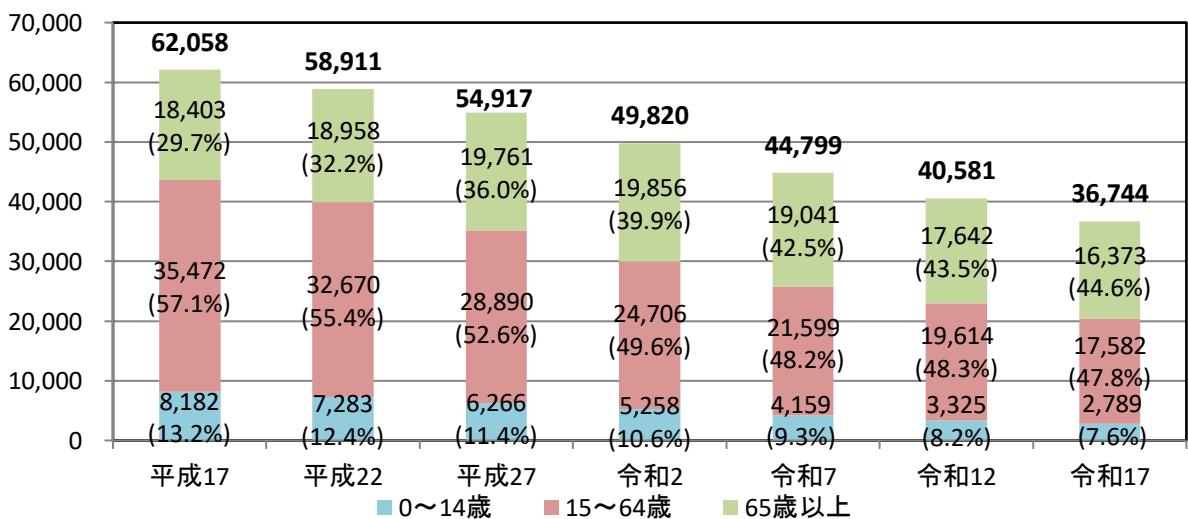


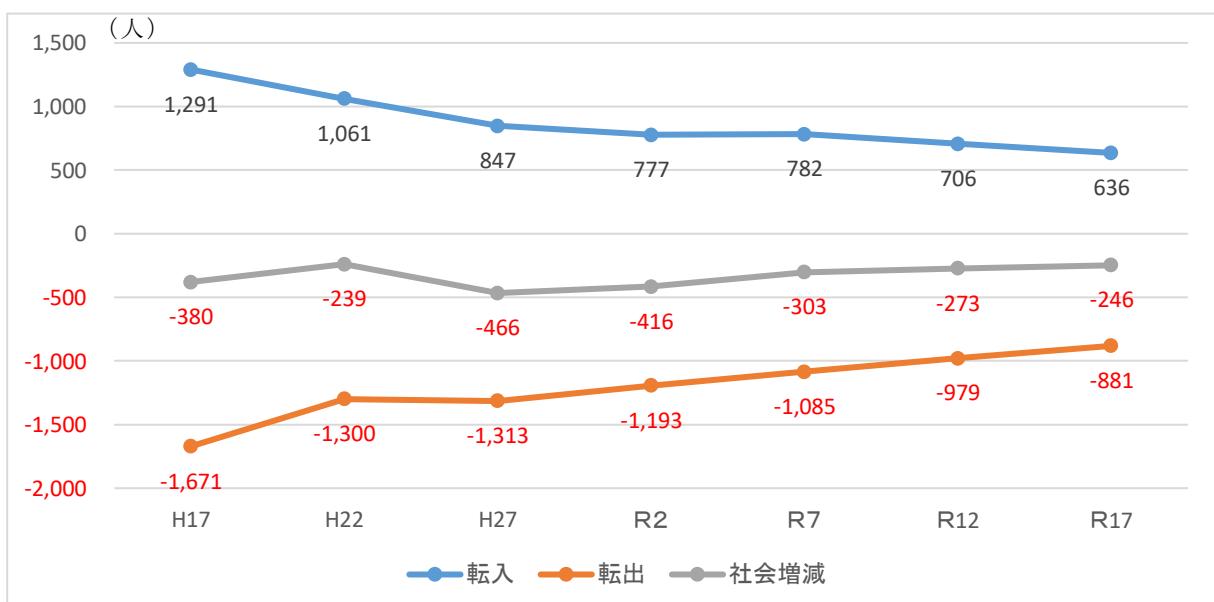
表 1 人口問題研究所の推移値と独自の政策に取り組んだ場合の人口比較(人)

		平成 17	平成 22	平成 27	令和 2	令和 7	令和 12	令和 17
A. 人口問題研究所 の推計値	計	62,058	58,911	54,917	49,820	44,799	40,416	36,402
	0~14 歳	8,182	7,283	6,266	5,258	4,159	3,302	2,732
	15~64 歳	35,472	32,670	28,890	24,706	21,599	19,481	17,316
	65 歳以上	18,403	18,958	19,761	19,856	19,041	17,633	16,354
B. 独自の政策に取 り組んだ場合	計					44,799	40,581	36,744
	0~14 歳					4,159	3,325	2,789
	15~64 歳					21,599	19,614	17,582
	65 歳以上					19,041	17,642	16,373
B-A	計					0	165	342
	0~14 歳					0	23	57
	15~64 歳					0	133	266
	65 歳以上					0	9	19

②社会動態

- ・十日町市の社会動態は、一貫して社会減の状態が続いている。今後も人口減少により転入数・転出数ともに減少していくことが予想されています。
- ・本計画では、移住促進対策と転出抑制に取り組むことで、社会増減の幅を減少した将来値を設定します。
- ・目標年である令和 17 年の社会動態を-246 人とします。

図 5 十日町市社会動態の将来推計



3 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

今後の土地利用にあっては、豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を生かしながら、安全・安心で活力があり、持続可能で効果的な土地利用を図り、選ばれて住み継がれるまちの実現につなげていきます。

(2) 土地利用構想図の基本的な考え方

市域について面（地勢的な区分）、点（機能的な区分）、線（交通の軸）の3つの要素を設定して土地利用構想図の基本的な考え方を示します。

面 地勢的な区域の区分		市街地	十日町市の中心地域で都市機能の維持・集積により、コンパクトで利便性の高い市街地や住みやすい居住環境の形成を図る区域
		田園地域	信濃川沿いなどの農地や集落地などが分布する区域で、農業と生活機能の充実を図る区域
		中山間地域	豊かな自然環境の保全活用と生活機能の維持を図る区域
点 機能的な拠点の区分		都市拠点	十日町駅を含む中枢地区で、都市機能の集積及び活力ある都市づくりを担う都市基盤の整備を推進する拠点
		地域拠点	各支所、公民館、コミュニティセンターなどの周辺地区で、日常生活に必要な機能等を維持・集約し、地域の都市的な生活を支える拠点
		広域交通拠点	上越魚沼地域振興快速道路十日町 IC（仮）の周辺地区で、広域交通の新たな結節点となることから、市内観光資源などへの周遊や賑わいを創出する施設の整備を図る拠点
線 交通の軸		広域連携軸	生活、産業、観光、交流などを支える高規格道路・国道・鉄道などで、交通の利便性確保と強化を図る軸

（3）土地の利用方針

十日町市は、信濃川沿いの河岸段丘域、標高 500～1,000m程度の東部の中山間地域、標高 300～500m程度の西部の中山間地域の 3 つの地勢で構成されています。

地勢および土地の利用実態を踏まえ、以下に土地の利用方針を示します。

①市街地

- ・十日町地域の人口集中地区を市街地と位置付けます。
- ・十日町駅を中心とする中心市街地においては、中心市街地活性化事業で整備した交流施設や居住施設を今後も最大限活用しながら、にぎわいのあるまちづくりを推進します。
- ・人口減少が続くとともに、少子高齢化が進行していることを踏まえ、「十日町市立地適正化計画」では市街地に都市誘導区域及び居住誘導区域を設定し、医療・福祉・商業等の都市機能の維持・集積により、誰もが暮らしやすいコンパクトで利便性の高いにぎわいある市街地の形成を目指します。

②田園地域

- ・信濃川沿いなどの郊外部では、農業を担う人への農地の集積・集約化を図り農地の保全に努めるとともに、多様な農業者や新規就農者の確保に努めます。
- ・各地域拠点に商業、子育て、教育、介護施設などの日常的な生活に必要な都市機能の維持・拡充を図ります。

③中山間地域

- ・豊かな自然環境の保全に努めるとともに、多様な地域資源を活かした関係人口の拡大・深化など、地域活性化につながる土地利用を図ります。
- ・農業体験や滞在型観光などによる都市交流を進めるとともに、地域活性化や農地・森林の多面的機能の維持につながる土地利用を図ります。
- ・各地域拠点に商業、子育て、教育、介護施設などの日常的な生活に必要な都市機能の維持・拡充を図ります。

十日町市土地利用構想図

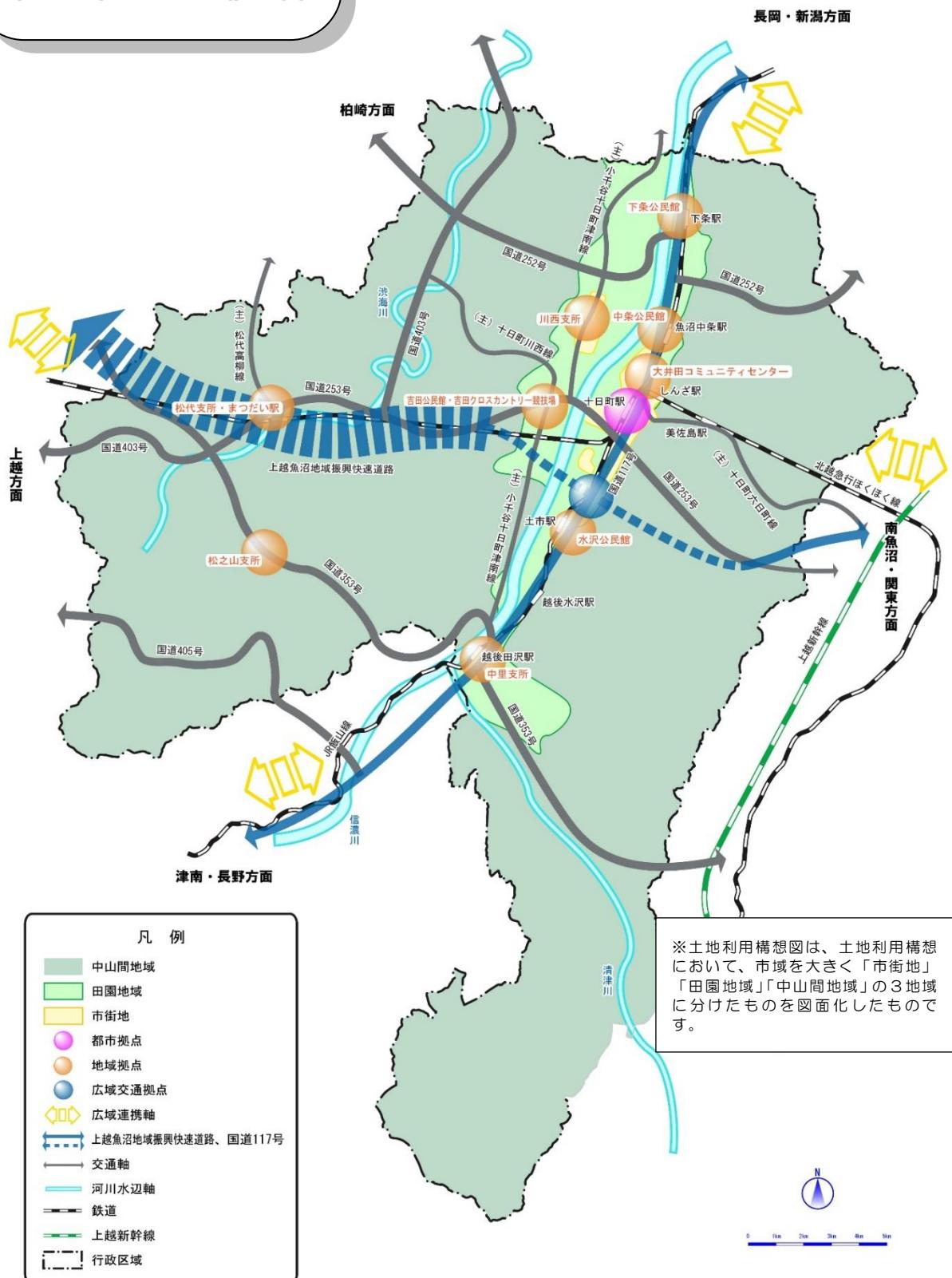


図 6 十日町市土地利用構想図

第2章 まちづくりの方針

1 基本方針－4つの方針－

基本方針は、十日町市の置かれた現状や課題などを踏まえ、目指すまちの将来像を実現するための方針を4つの視点からまとめたものです。

◇4つの方針◇

- 1 人にやさしいまちづくり
- 2 活力ある元気なまちづくり
- 3 安全・安心なまちづくり
- 4 協働と共創のまちづくり

基本方針1 人にやさしいまちづくり

- | | |
|----|--------------------------------|
| 政策 | (1) 安心して子どもを産み育てられるまち |
| | (2) ふるさとを愛し自立して社会で生きる子どもを育てるまち |
| | (3) 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち |
| | (4) 生涯元気で健やかに暮らせるまち |

基本方針2 活力ある元気なまちづくり

- | | |
|----|------------------------------|
| 政策 | (1) 人びとが行き交い繋がり深まる魅力あふれるまち |
| | (2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち |
| | (3) 力強い産業と雇用を育むまち |
| | (4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち |

基本方針3 安全・安心なまちづくり

- | | |
|----|---------------------------|
| 政策 | (1) 災害に強く安心して暮らせるまち |
| | (2) 環境にやさしく自然と調和するまち |
| | (3) 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち |
| | (4) 雪とともに生きるまち |

基本方針4 協働と共創のまちづくり

- | | |
|----|------------------------|
| 政策 | (1) 尊重し合い協働するまち |
| | (2) 持続可能な自治体経営で未来を創るまち |

基本方針1 人にやさしいまちづくり

こどもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて元気で健やかに、自分らしく心豊かに暮らせる十日町市を目指します。

安心してこどもを産み育て、地域社会全体でこどもと子育て家庭を支える環境づくりを推進するとともに、次代を担うこどもたちが健やかに育ち、創造性ある未来を切り開いてもらうため、質の高い教育・保育サービスを提供し、夢の実現を応援します。また、日常生活に不安や困難を抱える人を、地域全体で支え合いができる環境づくりや、医療提供体制の整備を推進します。

(1) 安心してこどもを産み育てられるまち

- すべてのこどもの権利が尊重され、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへの参画ができるよう取り組みます。また、地域全体で子育てを支え合う関係を築き、安心してこどもを産み育てられる環境を整備します。
- 妊娠期から子育て期まで、各ライフステージにおける子育てに関する多様なニーズに対応し、必要な支援を推進します。
- すべてのこどもが、生まれた環境や成長の過程など、あらゆる状況下においても健やかに成長できる環境づくりを推進します。
- 結婚を希望している人へ結婚に対する不安や悩みを相談できる場の提供や、結婚や子育てを意識するきっかけづくりの機会を創出します。また、広域連携により、A Iを活用したより確度の高いマッチングシステムの活用を進めます。

(2) ふるさとを愛し自立して社会で生きるこどもを育てるまち

- 学力の定着・向上、不登校・いじめの減少を目指し、「居心地のよい学級づくり」を核として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。また、共生の理念に基づき、多様な個性を認め合うインクルーシブ教育を推進し、学校教育の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域が一体となって、コミュニティ・スクールを推進し、魅力あふれる学校づくりに取り組みます。また、地域資源を活用した探究的な学習や部活動の地域展開など多様で魅力ある教育活動を推進します。
- 安全面や快適性に配慮した教育施設の整備を進めるとともに、I C T機器やネットワーク環境などの充実を図ります。また、子どもたちのより良い教育環境を構築するため、中学校の適正な学校規模の検討や小学校の複式学級解消など小中学校の学区再編に取り組みます。

(3) 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち

- 地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる体制づくりの推進や、生活課題に対応する相談支援体制の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、生きがいづくりの充実を図るとともに介護現場におけるデジタル技術

を活用した高齢福祉サービスを進めます。

- 障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいサービスの充実を図るとともに、困難を抱える人を受け入れる施設整備により共生社会の実現を目指します。

(4) 生涯元気で健やかに暮らせるまち

- 健康寿命の延伸に向け、「健全な食生活」、「運動習慣」、「健康管理」の定着とともに、生活習慣病の発症および重症化予防、こころの健康対策に重点を置いた健康づくりを推進します。
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、「出向くケアと医療」のさらなる充実をとおして、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた仕組みづくりに取り組みます。
- 必要な医療サービスが適切に利用できるよう医療従事者の確保のほか、医療 DX の導入により、医療資源の有効活用を図ります。

基本方針2 活力ある元気なまちづくり

十日町市の自然や歴史、文化などの特色ある多様な地域資源を磨き上げ、山も里もまちなかも元気で、魅力と活力あふれる十日町市を目指します。

磨き上げた魅力を発信し、新たな交流の促進やこれまでの繋がりの深化により、地方への人の流れを創出するとともに、チャレンジする企業や人材等への後押しにより、将来の担い手の確保・育成を図り、活力ある農林業と力強い産業による地域の活性化を図ります。また、全ての世代が学び、活動できる環境づくりを推進します。

(1) 人びとが行き交い繋がり深まる魅力あるれるまち

- 自然の恵みや季節の味わい、暮らしの中に息づく歴史文化を、魅力ある観光コンテンツとして磨き上げ、雪国ならではの物語として発信することで、訪れる人のつながりを育みながら、文化観光を推進します。
- 文化観光の推進により観光ビジネスの活性化を図るため、市内事業者による商品や施設の高付加価値化や利便性の向上を支援し、観光消費額を拡大します。
- 十日町市の魅力を広く発信するとともに、住まいや仕事に関する相談窓口の充実など幅広い移住支援により、十日町市を選んだ人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、地域の魅力を伝え、キャリア教育の更なる充実を図り、若者の地元定着と地方回帰を促進します。
- まちなかの拠点施設を最大限活用し、にぎわいに満ちた魅力あるまちを創造する取り組みを推進します。また、空き地・空き家・空き店舗の利活用について、民間活力の導入など、中心市街地の活性化を推進します。

(2) 活力ある農林業と魅力的な里山のあるまち

- 農業の持続的な発展を目指し、新たな担い手の育成や確保を図るとともに、将来の担い手への農地集積を目標に掲げた地域計画を推進します。
- A I 技術を使ったスマート農業の導入や大区画化により、農作業や農業経営の効率化、生産性の向上を図り、経営基盤の強化と生産基盤の整備を推進します。
- 農畜産物の高付加価値化や新たな産地づくりを目指すとともに、関心の高まる環境保全型農業の取組みを推進します。
- 森林資源の多様な活用や循環利用を促進するため、将来的な主伐・再造林を見据えた森林整備を推進するとともに、森林クレジットの活用を推進します。

(3) 力強い産業と雇用を育むまち

- 地域産業の将来を担う若者をはじめとする人材の確保・育成に向けた取組や、外国人材の活用など時代に即した企業支援策を講ずるとともに、関係機関と連携しながら支援体制の充実を図ります。
- 先端技術の導入や設備投資、新たな市場開拓、地域資源の活用などに取組む事業者をバックアップするとともに、事業承継など継続的な企業活動を支援することで地域企業・地域産業の活性化を図ります。

- 新規創業を目指す事業者などの支援や市外企業の積極的な誘致、DXの推進に向けたAI・ICTの活用機会の創出などにより、地域産業の新たな展開を目指します。

(4) 誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

- 多様化が進む生涯学習のニーズを捉え、柔軟な施設運営や事業を展開するとともに、誰もが楽しく学ぶことができる機会と場を提供し、活力・魅力ある人づくりと地域づくりを推進します。
- 越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」を核に、音楽・舞台芸術・美術鑑賞の機会の充実を図ります。また、文化芸術の学習・活動・発表の場を通じた“にぎわい”を創出するとともに、文化芸術活動を振興します。
- 十日町市固有の歴史文化遺産を確実に保存・継承し、積極的に活用します。また、十日町市博物館を文化観光拠点施設として位置付け、デジタル技術を活用して地域の歴史文化遺産の魅力を国内外に発信し、文化観光を推進します。
- スポーツや運動、健康に対する認識を深め、ライフステージやライフスタイルに応じた生涯スポーツに取り組める環境づくりを推進します。また、スポーツイベントの開催や、国内外の関係団体とのスポーツ交流を推進します。

基本方針3 安全・安心なまちづくり

市民が一年を通じて、安全・安心で快適な生活を送ることができる十日町市を目指します。

防災や克雪対策、救急体制の充実を図るとともに、道路や上下水道などの整備、公共交通サービス充実により暮らしやすい社会基盤づくりを推進します。また、豊かな自然環境を将来にわたって保全しつつ、地域資源の効果的な活用により、持続可能な脱炭素・循環型社会の構築を推進します。

(1) 災害に強く安心して暮らせるまち

- 激甚化・頻発化する自然災害やパンデミックに加え、原子力災害、武力攻撃事態に対応するため、AI技術を活用した防災DXを推進するとともに、国土強靭化を推進します。また、防災士の育成に取り組み、地域防災力の強化を図ります。
- 人口減少や高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、社会環境の変化に対応するために、消防指令業務の共同運用や組織の再編など、新しい消防防災体制の構築に向けた取り組みを推進します。
- 高齢者に重点を置いた交通安全対策を推進するとともに、複雑化・巧妙化している特殊詐欺を未然に防ぐ対策を推進します。また、犯罪被害者等を支える体制を充実し、安全で安心できるまちづくりを進めます。

(2) 環境にやさしく自然と調和するまち

- ゼロカーボンシティの実現に向けて、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進、省エネルギーの推進、次世代再生可能エネルギー技術の活用を進めます。また、森林整備によるCO₂吸収等のJクレジット化、未利用バイオマスの活用や3Rの普及促進を通じて、持続可能な資源循環型社会の形成を推進します。
- 豊かな自然環境と里地里山の生物多様性を保全し、気候変動への対応とともに、市民、事業者、行政が協働して行う環境教育や美化活動など、環境に優しい地域づくりを推進します。
- 長期的に安定した水資源の利活用を図るため、適正な地下水利用や水源かん養に努めます。また、河川環境の保全やにぎわいのある水辺空間の創出を推進します。

(3) 暮らしや経済活動を支える基盤の充実したまち

- 上越魚沼地域振興快速道路の早期完成や十日町道路の西インターチェンジ(仮称)設置について関係機関に働きかけるとともに、十日町インターチェンジ(仮称)へのアクセス道整備や、道の駅の整備計画策定を推進します。また、国県道の未改良区間や危険個所の解消に向けた道路整備を促進するとともに、市道整備や交通安全対策、老朽化対策を推進し、安全・安心な道路ネットワークを構築します。
- 上下水道管路の計画的な更新を行い、施設の統合やダウンサイ징を進めるとともに、AI技術を活用した点検・管理の高度化により、故障、漏水を早期に把握できる体制を整えるなど、上下水道事業の持続可能な運営を目指します。
- 新たな公共交通サービスや自動運転技術の導入など交通DXを推進するととも

に、鉄道ネットワークの充実により交通政策を推進します。

- 人口減少を見据えた中で、既存住宅の改修に重点を置く住宅政策や、増加する空き家への対策として総合的なデータベースの構築などに取り組みます。また、公園等の再編と老朽化対策やバリアフリー化を推進します。
- 市街地や周辺地域及び中山間地域においてそれぞれの地域特性を生かしながら各種計画に基づく制度を活用した土地利用を推進します。また、DXの導入による地籍調査の迅速化・効率化を図り、適正な土地利用に必要不可欠である地籍の確定を進めます。

(4) 雪とともに生きるまち

- 冬期間の安全・安心な交通を確保するため、ICTなどの先端技術を活用した効率的で持続可能な除雪体制を構築するとともに、消雪パイプの計画的な更新や流雪溝の整備を推進します。
- 市民のくらしを支える雪処理支援の充実を図ります。また、雪エネルギーの利用促進や雪を使ったイベントなど、利雪親雪の取組を進めます。

4 協働と共創のまちづくり

お互い尊重し合い、また、多様な主体との協働・共創による持続可能な地域づくりにより、未来を切り拓く十日町市を目指します。

一人ひとりの人権が尊重され、全ての市民が活躍できるまちづくりを進めるとともに、協働と共創のまちづくりを推進します。また、効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。

(1) 尊重し合い協働するまち

- 多様性が深化し、より複雑化・国際化する社会において、差別や偏見を無くし、生命と尊厳を守りお互いがお互いを認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます。また、全ての市民が活躍できる社会の実現に向けた取組みを推進します。
- 公共を支えるパートナーである地域自治組織と連携し、多様化する地域課題の解決に取り組むとともに、将来を見据えた持続可能な地域自治を推進します。また、「地域おこし協力隊」や「地域支援員」を配置し、集落機能の維持・活性化を図ります。
- まちづくりの主役である市民が、主体的にまちづくりに参画できるように、市民や事業者、地域、NPO 法人等の活動を支援するとともに、地域の活動拠点づくりを進めます。

(2) 持続可能な自治体経営で未来を創るまち

- 限られた行政の経営資源を最大限活用するとともに、生成AIの活用による業務効率化や多様化するニーズに対応した柔軟性のある行政サービスなど、行政運営のイノベーション（改革）を推進します。また、自治体間の連携を強化し、広域連携を推進します。
- 財政運営の中長期的な推移を常に分析しながら、各分野における技術革新や多様化する価値観など、様々な時代の変化に合わせた公共サービスの提供に取り組みます。また、本計画における各種施策を実現するため、有利な財源を活用するなど、これまで同様に財政的なトレンドを的確に捉えながら、持続可能な自治体経営に努めます。

2 重点戦略 －5つの戦略－

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条では、市町村は、国及び都道府県の総合戦略を勘案しつつ、自らの地域の実情に応じた「まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」（以下「地方版総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならないとされています。

これを踏まえ、本市では、人口減少と少子高齢化への対応を最重要課題として捉え、その対策を『重点戦略』として整理し、本市における地方版総合戦略として位置付けます。

◇ 5つの戦略◇

『戦略1』

結婚・妊娠・出産の希望をかなえる、子育て支援の充実

『戦略2』

安心して暮らせるまちをつくる

『戦略3』

稼ぐ力のある産業を育てる

『戦略4』

地域の魅力をさらに磨き、若者や女性からも選ばれるまちを目指す

『戦略5』

新技術の活用による安心で快適な暮らしの実現

＜参考＞

国と十日町市の関連表

国	十日町市
地方創生2.0 政策の5本柱	重点戦略
1 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生	1 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる、子育て支援の充実
2 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生	2 安心して暮らせるまちをつくる
3 人や企業の地方分散	3 稼げ力のある産業を育てる
4 新時代のインフラ整備とAI・デジタル等の新技術の徹底活用	4 地域の魅力をさらに磨き、若者や女性からも選ばれるまちを目指す
5 広域リージョン連携	5 新技術の活用による安心で快適な暮らしの実現

※まち・ひと・しごと創生法第10条では、市町村は、国の総合戦略を勘案して当該市町村の総合戦略を定めるよう努めなければならないとされている。

《戦略 1》

結婚・妊娠・出産の希望をかなえる、子育て支援の充実

数値目標	基準値※1 (令和 7 年度)	目標値(中間) (令和 11 年度)※2	目標値 (令和 17 年度)
子育て分野に関する施策の 満足度	31.0% (見込)	32.0%	33.5%

※1 当該数値目標の基準値は、2年に一度、当市で行っている総合計画に関する市民アンケート調査である令和 7 年度のアンケート結果としています。

※2 当該戦略の目標値（中間）は、直近の市民アンケート実施年の令和 11 年度としています。

基本的方向

1 結婚の希望を叶える支援

- 結婚を希望している人へ結婚に対する不安や悩みを相談できる場の提供や、結婚や子育てを意識するきっかけづくりの機会を創出します。また、広域連携により、A I を活用したより確度の高いマッチングシステムの活用を進めます。

2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

- 妊娠期から子育てまで、ライフステージにおける子育てに関する多様なニーズに対応し、必要な支援を推進します。
- すべての子どもの権利が尊重され、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画できるよう取り組みます。また、地域全体で子育てを支え合う関係を築き、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

《戦略2》

安心して暮らせるまちをつくる

数値目標	基準値※1 (令和7年度)	目標値(中間) (令和11年度)※2	目標値 (令和17年度)
「住み続けたい」と思う人の割合	63.5% (見込)	64.5%	67.0%

※1 当該数値目標の基準値は、2年に一度、当市で行っている総合計画に関する市民アンケート調査である令和7年度のアンケート結果としています。

※2 当該戦略の目標値（中間）は、直近の市民アンケート実施年の令和11年度としています。

基本的方向

1 心豊かで健やかに暮らせる社会の実現

- すべての市民が安心して生活できるよう、地域で支え合う仕組みづくりや相談支援体制の充実、健康寿命を延伸するための健康づくりを推進します。また、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの推進に向けた仕組みづくりを展開するとともに、医療従事者の確保をはじめとした医療提供体制の整備を推進します。

2 災害に強く、環境にやさしいまちづくり

- 自然災害やパンデミックに加え、原子力災害、武力攻撃事態に対応するため、防災DXを推進するとともに、国土強靭化施策の推進、地域防災力の強化を図ります。また、交通安全対策を推進するとともに、特殊詐欺の未然防止対策、犯罪被害者等を支える体制の充実を図ります。
- GX（グリーントランステフォーメーション）の推進や省エネルギーの推進、次世代再生可能エネルギー技術の活用を進めます。また、森林整備によるCO₂吸収等のJクレジット化、未利用バイオマスの活用や3Rの普及促進を通じて、持続可能な資源循環型社会の形成を推進します。

3 暮らしや経済活動を支える基盤の充実

- 安全・安心な道路ネットワークの構築や道の駅の整備計画策定を推進します。また、上下水道の整備や公共交通サービスの充実、地域特性を生かした土地利用の推進など、暮らしやすい社会基盤づくりを推進します。
- 冬期間の安全・安心な交通の確保や雪処理の支援の充実、利雪親雪の取り組みを進めます。

4 中心市街地の活性化・協働のまちづくり

- にぎわいに満ちた魅力あるまちを創造する取組など、中心市街地の活性化を推進します。
- 多様化する地域課題の解決と、将来を見据えた持続可能な地域自治を実現するため、地域自治組織や事業者、NPO法人など、さまざまな主体と連携した協働のまちづくりを推進します。

《戦略3》

稼ぐ力のある産業を育てる

数値目標	基準値 (令和4年度)	目標値(中間) (令和10年度)	目標値 (令和15年度)
生産年齢人口一人あたりの 市内総生産	6,216千円	6,645千円	6,975千円

※ 当該数値目標の実績値は、新潟県が公表している直近の年度の数値とする。

【基本的方向】

1 力強い産業と雇用の場の確保

- 先端設備の導入や設備投資、新たな市場開拓、地域資源の活用などに取組む事業者をバックアップするとともに、事業承継など継続的な企業活動を支援することで地域企業・地域産業の活性化を図ります。
- 新規創業を目指す事業者などの支援や市外企業の積極的な誘致、DXの推進に向けたA I・I C Tの活用機会の創出などにより、地域産業の新たな展開を目指します。
- 文化観光の推進により観光ビジネスの活性化を図るため、市内事業者による商品や施設の高付加価値化や利便性の向上を支援し、観光消費額を拡大します。

2 活力ある農林業の推進

- A I技術を使ったスマート農業の導入や場の大区画化により、農作業や農業経営の効率化、生産性の向上を図り、経営基盤の強化と生産基盤の整備を推進します。
- 持続可能な農業を実現するため、農畜産物の高付加価値化や新たな産地づくりを目指すとともに、関心の高まる環境保全型農業の取り組みを推進します。
- 豊富な森林資源の多様な活用や循環利用を促進するため、将来的な主伐・再造林を見据えた森林整備を推進するとともに、森林クレジットの創出と活用を推進します。

3 人材の確保・育成

- 人口減少と少子高齢化が急速に進行し、「労働力不足」の地域社会全体の大きな課題に対応するため、産業や農業、医療をはじめ、さまざまな分野において担い手の確保・育成を図ります。

《戦略4》

地域の魅力をさらに磨き、若者や女性からも選ばれるまちを目指す

数値目標	基準値 (令和6年度)	目標値(中間) (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
関係人口数	12,773人	16,900人	21,000人

【基本的方向】

1 郷土愛の育成

- 学校・家庭・地域が一体となったコミュニティ・スクールを推進し、魅力あふれる学校づくりに取り組みます。また、地域固有の歴史文化、「大地の芸術祭」やふるさとの魅力を生かした探究的な学習及び部活動の地域展開など多様で魅力ある教育活動を推進します。
- 市内の子どもたちへ地域の魅力を伝え、地元でのライフデザインを考える機会を創出するなど、キャリア教育の更なる充実を図り、若者の地元定着と地方回帰を促進します。

2 移住定住の促進・十日町ファンの拡大

- 里山でのゆとりある暮らしや充実した子育て環境など、十日町市の魅力を広く発信するとともに、住まいや仕事に関する相談窓口の充実など幅広い移住支援により、十日町市を選んだ人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 「地域おこし協力隊」や「地域支援員」を配置し、集落機能の維持・活性化を図ります。

3 地域資源を生かした交流の促進・世界への発信

- 自然の恵みや季節の味わい、暮らしの中に息づく歴史文化を、魅力ある観光コンテンツとして磨き上げ、雪国ならではの物語として発信することで、訪れる人とのつながりを育みながら、文化観光を推進します。
- 地域の資産を有効に活用したスポーツイベントの開催や、国内外のスポーツ協会などの関係団体とのスポーツ交流を推進します。

《戦略 5》

新技術の活用による安心で快適な暮らしの実現

数値目標	基準値 (令和 6 年度)	目標値(中間) (令和 11 年度)※	目標値 (令和 17 年度)
「デジタル技術の活用によつて暮らしが便利になった」と回答した人の割合	—	25.0%	50.0%

※ 当該戦略の目標値(中間)は、直近の市民アンケート実施年の令和 11 年度としています。

基本的方向

1 A I など新技術の活用

- 人口減少に伴う構造的な人手不足に対応するため、企業などへの支援を通じて、A I など新技術の活用による社会変革を進め、新ビジネスや付加価値の創出による産業競争力の強化と地域経済の成長を図ります。また、新技術を医療、農業、交通など、幅広い分野で柔軟かつ適切に活用し、地域課題の解決や新たな価値の創出に結びつけるとともに、暮らしやすさを実感できる持続可能な地域社会の実現に向けて、取組を一層推進します。

3 地域別の振興方針 －13の地域自治組織－

十日町市では、地域の身近な課題は、地域住民の自らの判断と責任で、自主的・自立的に解決を図るという地域自治の考え方に基づき、地域振興につながる事業を実施するための地域自治組織を設立しています。

地域別の振興方針は、地域自治組織を母体とし、今後の地域づくりを推進するため、市内13の地域ごとの位置付けや役割・振興方針を示したものです。

※十日町市では、平成の市町村合併以前の市町村単位を「地域」とし、昭和の合併以前の村単位や振興会単位の区域を「地区」としていますが、本総合計画では、地域自治組織の呼称とあわせ、「地域」と表記しています。

(1)十日町中央地域

十日町中央地域は、十日町駅の東側に位置し、本町通りをはじめとした商店街や越後妻有里山現代美術館 MonET、越後妻有文化ホール「段十ろう」、児童センター「めごらんど」などの拠点施設が集まる中心市街地を有しています。また、十日町地域の母都市として経済・観光・文化の中心であるとともに、地域交流及び情報発信拠点の役割を果たし、市街地の活性化に向けて取り組んでいます。

本地域は、拠点施設を核として市街地に活力とぎわいを創出し、コミュニティの活性化を図るとともに、空き地・空き家・空き店舗の活用促進により市街地の活性化を進めます。また、あらゆる世代が安心して暮らせるよう、見守りや支え合いの環境づくり、防災・防犯対策の推進など、住民の生活の質の向上と力強い地域組織づくりを目指します。地域全体で新しいまちづくりに向けて「課題を解決、この先もずっと暮らせる地域社会をつくる」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(2)高山地域

高山地域は、中心市街地に隣接し、西側は信濃川に接しています。保育園や高等学校が立地しているほか、幹線道路沿いには大型店などの商業施設が集積し、住宅地と商業地のバランスがとれた生活環境にあります。高山コミュニティセンターを拠点として地域内の各種団体が地域発展のために活動し、地域課題の解決に努めています。

本地域は、地域コミュニティの機能をさらに強化し、幼児から高齢者まで各世代を超えた地域住民や関係団体との交流・連携を推進します。また、交通安全対策の向上と防災組織の体制強化を図り、居住環境の向上、防災・安全意識の高揚を目指して、「安全で安心に暮らせる郷土（たかやま）、豊かな心を地域で育む郷土（たかやま）」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(3)十日町西部地域

十日町西部地域は、ほくほく線十日町駅の西側に位置し、新潟県立十日町看護専門学校をはじめとする文教施設、新潟県立十日町病院や新規開業されたクリニックなどの医療施設を有しています。大型商業施設や宿泊施設の進出が続いている下島地区と隣接し、その高い利便性から新築住宅も増え、子育て世代を中心に活気あふれる地域となっています。

本地域は、ほくほく線十日町駅の玄関口としての情報発信拠点の役割を強化するとともに、地域コミュニティの一層の向上を図ります。また、地域住民の利便性を図るためアクセス道路の整備や交通安全・防犯設備の充実など、安全・安心への取り組みを継続します。災害に強く、安心して快適に住み続けられる地域の実現をめざして、「安全・安心で住み継がれる地域づくり」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(4)十日町南地域

十日町南地域は、中心市街地の南側に隣接し、国道117号と253号が通過・交差する交通の要所であり、上越魚沼地域振興快速道路の整備が進められています。また、市役所などの官公庁のほか、工業団地や福祉施設を有し、東側には八箇・六箇の中山間地があり、西側の平場には住宅街が形成され、住民が一体となって地域づくりに努めています。

本地域は、十日町道路による地域内外とのアクセス性の向上や十日町警察署の移転など、交通体系の大きな変化を見据えた地域づくりを推進します。里山の観光資源を生かした誘客の推進と都市機能の充実を図り、住民同士の交流・コミュニティの向上など「”南”の和・輪 示そう元気・活力・地域力！」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(5)中条飛渡地域

中条飛渡地域は、信濃川右岸の河岸段丘に広がる自然豊かな地域です。国宝・火焔型土器の出土地である笹山遺跡をはじめ、歴史的遺産やスポーツ施設を有しています。また、多角経営を行う農業生産法人や付加価値米の生産販売を行うNPO法人、女性経営者による農産物の加工販売や農家民宿など、多様な活動が展開されています。さらに、地域おこし協力隊などの外部人材も活用しながら、地域の魅力を生かした地域活性化に取り組んでいます。

本地域は、国宝「火焔型土器」の出土地である笹山遺跡において、新たな拠点施設を中心とした地域活動やイベントなど、地域内外との交流による地域活性化を図ります。また、里山の魅力をあわせて発信することにより、「自然に親しみ歴史に学び～みんなでつくろう夢のある郷土」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(6) 大井田地域

大井田地域は、中心市街地に隣接する住宅街と、その周辺に広がる田園地帯からなり、市道高山太子堂線には消防本部庁舎やヘリポートが整備されています。地域内には、デイサービスセンターや高齢者住宅などの福祉施設のほか、間伐した木材を燃料とするバイオマス発電所が立地しています。また、県指定文化財の神宮寺観音堂・山門や大井田の郷公園など住民の憩いの場もあり、地域住民は様々な分野で積極的に活動しています。

本地域は、居住環境などの基盤整備や防災対策の充実を図るとともに、大井田コミュニティセンターを拠点に住民の活動・交流・親睦を推進します。また、神宮寺周辺の魅力を向上させながら「歴史と文化にふれあい安心して住み続けられる大井田地域をめざして」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(7) 吉田地域

吉田地域は、信濃川の西側の段丘に位置し、上越方面、柏崎方面をつなぐ結節点にあります。中心市街地に近いながらも圃場整備された水田と豊かな自然を有する里山が広がっています。大地の芸術祭の人気作品「絵本と木の実の美術館」から中心市街地まで市営バスが運行され、多くの地域住民から利用されています。また、国際スキー連盟公認の吉田クロスカントリー競技場や信濃川運動公園などを有し、スポーツが盛んな地域です。

本地域は、吉田の名の通り「田んぼが吉」となるように一層の農業振興を図るとともに、十日町道路十日町西IC（仮称）の整備を想定した地域づくりに努めます。また、文化芸術分野や教育分野なども推進しながら、一人ひとりが地域の未来に関わることを大切にし、「心を合わせ 吉田地域の未来を一歩ずつ」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(8) 下条地域

下条地域は、十日町市の北側に位置し、整備された田圃が広がる平場地域と美しい棚田風景の里山地域からなっています。NPO法人が運行する市営バスが平場と里山を結ぶとともに、地域内にはコミュニティ活動や交流の拠点となる施設が整備されています。また、地域の中央部には医療機関や高齢者施設、認定こども園が集積され、福祉施設を核とした地域づくりが進んでいます。

本地域は、子どもから高齢者までの充実した福祉対策や地域防災体制の強化、住民のニーズに応じた拠点施設の活用を図ります。また、野首遺跡や新保広大寺節など歴史・伝統文化の保存・継承、大地の芸術祭や雪まつり等を通じた交流活動など多様な取組を積極的に展開し、「豊かな自然、確かな絆、明日に向かうふるさと下条」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(9) 水沢地域

水沢地域は、信濃川東側に苗場山麓の台地が広がり、自然を活かしたリゾート施設や体験型観光資源が充実しています。豊富な飲食店や、古民家をリノベーションした宿泊施設など、多様な魅力を備えています。また、交通アクセスの向上や市道整備が進み、都市との交流も盛んです。大地の芸術祭作品「Kiss&Goodbye」の舞台である土市駅と越後水沢駅を観光・交流の拠点とし、交流人口の増加と地域活性化に取り組んでいます。

本地域は、十日町道路十日町IC（仮称）周辺の整備や大規模営農の活性化とともに、若者も参加できる地域コミュニティの場の創出を図ります。水沢地区市民センターや数多くの地域資源を活用しながら「明るい未来を！安心安全、元気で豊かな水沢を造ろう！」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(10) 川西地域

川西地域は、信濃川左岸に広がる河岸段丘に位置し、緑豊かな田園地帯に美しく整備されたほ場を有し、5つの灌漑用ダムからの用水により生産される魚沼産コシヒカリや風味豊かな蕎麦、味わい深い日本酒、そしてブランド豚「妻有ポーク」などがある食の宝庫です。また、川西地域内で出される生ごみや豚ふんなどの有機資源を堆肥化し、利活用する資源循環型農業にも取り組んでいます。

本地域は、環境負荷軽減や大規模な農地集積、そして後継者育成などに一層力を入れ、先進的な生産地域を目指していきます。また、高齢者が笑顔で毎日を送れるよう、千手温泉を核とした「賑わい空間」での交流、道の駅「瀬替えの郷せんだ」の拠点強化、NPO法人による高齢者・障がい者支援など、住みよい地域づくりに努めています。

観光面では、眺望豊かな河岸段丘にあるナカゴグリーンパーク及び節黒城跡周辺の再整備を進め、文化観光の新たな拠点づくりに取り組んでいきます。

子どもから高齢者まで安全で安心して住み続けられる地域を目指して「住んでしあわせ　来て幸せ　笑顔で暮らせるふるさと川西」をキャッチフレーズに取組を進めます。

(11) 中里地域

中里地域は、国道 353 号と 117 号が交差する主要アクセス結節点として、首都圏や北信州からの南の玄関口として位置づけられています。信濃川や清津川、釜川などの水資源に恵まれ、良質な水稻や野菜生産が盛んであるほか、近年は大型きのこ工場が進出するなど、農業が主産業の地域です。また、複数の特別養護老人施設やなかよし保育園など、高齢福祉や子育て環境の充実した地域でもあります。

観光面では、日本三大峡谷に数えられる清津峡をはじめ、七ツ釜や小松原湿原など、豊かな自然が育む観光資源に恵まれています。年間 30 万人を超える観光客が訪れる清津峡渓谷トンネルは、国内外から大きな注目を集め、新潟県を代表する観光スポットに成長しました。この注目を契機に、新たなビジネスも生まれています。今後、市内への観光客の回遊を促進することで、自然景観を有効に活用した民間活力の導入が期待されるエリアです。

本地域では、地域の中心であるユーモール周辺の土地利用を再検証とともに、清田山キャンプ場などのアウトドア施設をはじめとした地域資源の磨き上げを進めます。雪や自然がもたらす地域特有の価値を創造することで、農業と観光資源を活かした観光業を通じた地域経済の活性化を目指し「守ろう豊かな自然。育てようふれあいの中里」をキャッチフレーズに掲げ、取り組みを推進していきます。

(12) 松代地域

松代地域は、十日町市の西の玄関口となるほくほく線まつだい駅と国道 253 号が近接し、人の流れの拠点となっています。まつだい駅の南口には数々のアート作品が点在するまつだい「農舞台」フィールドミュージアムが広がっています。

これまで世田谷区や早稲田大学、東京松代会などとの都市交流のほか、大地の芸術祭などのイベントや「まつだい棚田バンク」の取組によって、都市住民や学生などとの多様な交流が広がりを見せています。また、古民家再生の取組が進められ、地域景観の魅力向上や移住促進にもつながっています。さらに、地域おこし協力隊を積極的に受け入れ、定着率も高く地域の活性化に繋がっており、隊員が企画したトレイルランレースが開催されるなど新たなイベントも生まれています。

本地域は、棚田の景観やアート資源を活用した観光振興に取り組むとともに、通い農や二地域居住の促進によって関係人口を増加させ、地域に関わる多様な人材の受け入れや活躍の場の創出を通じて、地域経済の活性化を図ります。

地域住民が安心して快適に住み続けられる地域を目指して「住み続けたいまちやすらぎの里まつだい」をキャッチフレーズに、住民とともに取組を進めます。

(13) 松之山地域

松之山地域は、長野県に接し美人林など豊かなブナ林と、800年の歴史を持つ日本三大薬湯「松之山温泉」や「留守原の棚田」に代表する棚田が全域に広がり貴重な農山村の原風景を残しています。

農林業では中山間地の特性を活かした棚田米をはじめ、全国トップクラスの生産量を誇る菌床ナメコが高い評価を得ています。観光業では、若手経営者によってリニューアルされた松之山温泉街の人気が高まっており、多様なイベントの開催や温泉熱発電の導入など、新しい取組を進める温泉街として注目されています。移住定住においては、農山村の魅力を地域おこし協力隊員が体験、発見することで定住に繋がっています。また、まつのやま学園の雪里留学では、雪里特有の自然体験と生活体験に根ざした特色ある学びを求め、移住者が増加しています。

本地域は、次世代を担う人材を確保するために、雪里の暮らしを体験する移住・定住ツアーや、地域おこし協力隊の定住促進に取組み「豊かな自然の中で、いきいき・のびのび 松之山」をキャッチフレーズに、安心して暮らせる地域づくりを進めます。